

## 意見聴取要望の取扱いについて

平成15年1月30日

企画戦略委員会決定

意見聴取要望について、下記のとおり決定する。

### 記

#### (1) 概要

標記については、会員から情報通信に関するサービスを開始するにあたり、当該サービスに含まれる情報通信ネットワークの接続に関する技術的な諸事項について、将来の標準化に向けての意見聴取等の要望が提案された場合の当標準化会議での取り扱い方法について定めたものである。

#### (2) 当委員会としての対応

本事項は、将来の情報通信ネットワークの接続に関する標準化に資するための技術情報蓄積を行うものであり、当委員会の設立趣意及び定款第4条に定める事業並びに第18条第2項に定める標準化会議の機能にそれぞれ合致すると考えるのでこれらの要望に応じていくものとする。

#### (3) 取扱い方法

本事項の取扱い方法については、

(1) 標準化会議の本来的機能である標準の設定、改正等に直ちに係わるものでないこと。

(2) 将来の情報通信ネットワークの接続に関する標準化に資するための技術情報蓄積を行うものであること。

(3) 標準化会議として意見を調整するものではなく、単に関係者固有の意見を求めるものであること。

(4) 主管委員会及び関連委員会構成員、並びに前記委員会に委員が指名されていないところの標準化会議委員からの意見を聴取する方法を取ることにより、開かれた場での透明性、公正性が担保されること。

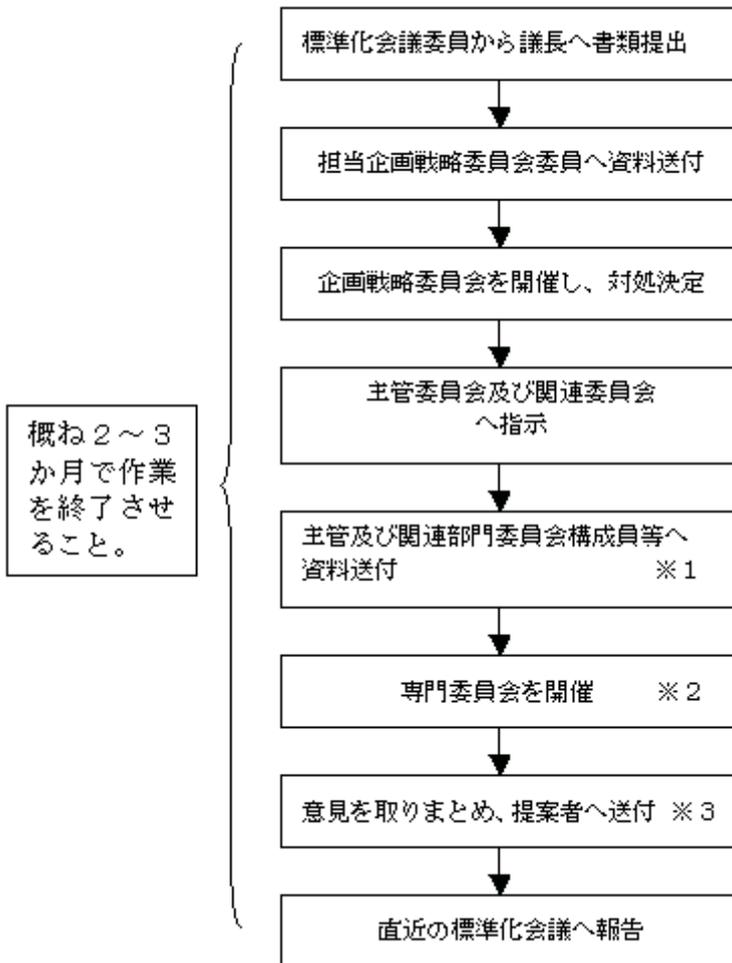
の理由により標準化会議細則第23条の規定に基づき、企画戦略委員会が定めることとし、別記によることとする。

#### (参考)

(細則第23条：この細則で定めるものを除き、標準化会議の運営に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、企画戦略委員会が定める。)

## 取扱方法及び標準スケジュール

### 取扱方法



注1：当面、要望書の記述レベルなどについては一般社団法人情報通信技術委員会の設立趣旨、目的等を踏まえた上で、提案者が自主的に定めるものとする。なお、技術的諸事項は、ITU-T等国際標準の有無及び国内標準の有無等について記載しておくことが望ましい。

※1・主管及び関連委員会構成員。

・資料内容に関する質問には提案者が回答する。

※2・提案者は提案内容の説明を行う。参加者は主管及び関連委員会構成員。

※3・意見は書類とし事務局へ提出する。

注2：本スケジュールは標準的なものであり、提案事項の内容等により公正、透明性を確保しつつ弾力的な運営を図ることとする。